

受験番号		氏 名	
------	--	-----	--

2018スタ論第2クール開講ガイダンス 論文式試験問題集 [刑事系科目] 第2問

受験上の注意事項

- 1 試験監督員の指示がある前に、この問題集を開くことを厳禁します。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 問題は、第2問のみです。
試験開始の合図の後、初めにページを調べて、落丁や印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、試験監督員に申し出てください。この問題集は、1ページから5ページまであります。
- 4 問題内容に関する質問には一切応じません。
- 5 試験時間は2時間です。
- 6 この問題集及び答案構成用紙は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 受験票、法文、時計又はストップウォッチ（計時機能のものに限り、アラーム等音の出る機能の使用は不可）、メガネ及び指定の筆記具（ラインマーカー、色ペン及び色鉛筆を含む。）以外の定規、付せん、筆記具入れ等は机上又は机の中に置かず必ずかばんの中にしまってください（ただし、飲料を置く場所については、下記12参照。）。
なお、受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、試験監督員が見やすい位置に置いてください。
- 8 問題検討のための下書きは、答案構成用紙及び問題集の余白部分を利用してください。それ以外の用紙等の使用はできません。ラインマーカー、色ペン及び色鉛筆の使用は、問題集及び答案構成用紙に限り許可します。
- 9 アラーム付きの時計等の発信音を鳴らしたり、机やいすを揺らすなど、他の受験者の迷惑となるような行為はしないでください。
また、携帯電話等の通信機器は、必ず電源を切ってかばんにしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げて試験監督員の指示に従ってください。
- 12 試験室内及び試験時間中の喫煙や飲食は、ふた付きのペットボトルに入った飲料を持ち込んで飲むこと以外厳禁します。
飲料は、机上に容器を置かず、必ずふたを閉めて足もとに置き、机上にこぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損しないよう十分に注意してください。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、試験監督員の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、又は添削ができないことがあります。

辰巳法律研究所

論文式試験問題集 [刑事系科目第2問]

[刑事系科目]

[第2問] (配点：100)

次の【事例】を読んで、後記【設問1】から【設問3】までに答えなさい。

【事例】

- 1 平成27年2月1日午後10時頃、X県警察は、W1から「知人女性のV1が襲われそうになって自宅に逃げ帰ったらしい。」との通報を受けた。その後直ちに、X県警察Y警察署の司法警察員Pらは、V1方に向かった。同日午後10時50分頃、PらがV1方に着くと、V1の意識がもうろうとしていたため、Pらは、V1をX県立病院に連れて行った。
- 2 同月2日午前7時頃、Pらは、V1の目が覚めたと聞き、X県立病院に行つてV1から事情を聞いた。V1は、「甲方に向かったところまでは覚えているが、その後の記憶はない。その日に何があったのかを答えられない。そういえば、甲方に向かった際に持っていたピンク色の小さめのハンドバッグがない。」と供述した。Pが、同日午前10時頃にV1の様子を見にきたW1から当時の事情を聞くと、W1は、「昨日V1の家に行くと、V1が睡眠薬のようなものを飲まされて体を触られたため、逃げてきたと言っていた。V1は、意識がもうろうとしており、恐怖で怯えているようであった。服も少し乱れていた。」と供述した。そこで、Pは、その旨の供述調書を作成した。

さらに、同日午後1時頃、V1の体内から睡眠導入薬Aと呼ばれる薬品の成分が検出された。睡眠導入薬A（麻薬及び向精神薬取締法における「麻薬」、「向精神薬」には当たらない。）は、一般的に流通していないものであり、摂取後15分ほどで効果が発生し、摂取後3時間くらい経過すると、これを摂取した前後の記憶をなくすという副作用がある。V1が睡眠導入薬Aを飲んだのは、同月1日の午後7時頃であると推測されている。そのため、V1がW1に供述した時点では、まだV1が記憶をなくすという効果は現れていなかったが、遅くともPがV1から事情を聞いた同月2日午前7時頃には、V1は、すでに睡眠導入薬Aを摂取した前後の記憶をなくしていたことが明らかとなっている。これらのことから、Pは、甲がV1に対して準強姦未遂を行った疑いを強めた。

- 3 同月3日午前10時頃、Pらは、W1の供述調書やV1に対する検査結果を疎明資料として裁判官から準強姦未遂の被疑事実で甲に対する逮捕状を取得した。それまでの捜査から、甲方には甲が一人暮らしをしていることが判明しており、Pらは、前記逮捕状を持って甲方に赴いた。同日午前11時頃、Pらは、甲方の玄関のチャイムを押し、居宅内から出てきた甲に対して前記逮捕状を呈示したところ、甲が居宅内に逃げ込もうとしたので、Pらは、甲方の玄関に入って、その場所で甲を通常逮捕した。その直後、Pらが甲方を捜索しようとする、甲は、聞かれていないにもかかわらず、「V1は、一昨日ここに来てはいない。人違いだ。」と叫んだ。Pは、甲方に入ってすぐ右の部屋を開けると、黒いかばんの中に女物のピンク色の小さめのハンドバッグが入っているのが見えたため、甲に対して、「これはお前のか」と確認すると、甲は、無言でそれを奪おうとしてきた。そこで、Pは、甲から黒いかばんを遠ざけ、黒いかばんの中をさぐった【捜索①】。その中からピンク色の小さめのハンドバッグが出てきたので、Pがその中身を確認すると、V1の名前の入ったクレジットカードが出てきた。このことから、Pらは、甲方にV1が来たこと及びV1やW1が言っていたことが真実である可能性が高いことを確信した。

甲方には甲のほかにも別の者がいる様子があったため、Pが甲に聞くと、甲は、「乙がたまたま遊びに来ている。」と言った。Pが奥の部屋の方に行こうとすると、いきなり甲が乙の名前を叫んだ。その後、すぐ奥の部屋から、バタバタという音が聞こえてきたため、Pは、その部屋に入った。その部屋では、乙が布団をかぶってエビのように丸く横になっており、両腕を腹の辺りに当てて、捜索を拒否する態度を示していた。乙のいる部屋の机には睡眠導入薬Aとの記載がある箱が置いてあったが、中に入っていたと思われる薬の瓶はなかった。Pらは、睡眠導入薬の瓶を

乙が机の上から取って抱えているのではないかという疑いを強め、乙に抱えているものを提出するよう10分ほど説得したが、乙は、これに応じなかった。そこで、Pらは、乙の布団をはいで、丸くうつぶせになっている乙の両腕を左右から持って引き起こし、乙を正座させた。Pは、そのとき、乙の手から乙が着ているシャツの中の腹の辺りに瓶が落ちるのを見たため、乙の背後からそのシャツの中へ手を入れ、その瓶を取り出した【捜索②】。その瓶には睡眠導入薬Aと記載されていたため、Pは、これを差し押さえた。

- 4 さらに、Pは、他の関連する証拠がないかを捜索するため、乙がいた部屋の押入れを開けようとした。すると、甲がいきなり立ちふさがったため、Pは、甲をどけて押入れを開けると、そこには凝固した血痕のようなものが付いたナイフが置いてあった。Pは、甲に対し、「これは何だ。」と尋ねたところ、甲は、「これでV2を刺した。」と答えた。Pは、すぐにV2についてX県警察本部に問い合わせたところ、V2という女性が平成26年8月1日に何者かにナイフのような鋭利な刃物で刺されて殺害され、その遺体が発見されたこと、V2の遺体には姦淫の痕跡があったこと、甲は、V2が勤めていた英会話教室に通って、V2から英会話を教わっていたことが判明した。
- 5 その後、甲は、Pの隙を見て、前記ナイフをつかんで甲方から外に逃走した。そこで、Pらは、X県警察本部に協力を要請しつつ、甲を追いかけた。Pらからの要請を受けて、Pに同行していた司法警察員Qも、甲を探したところ、平成27年2月3日午後零時、甲を発見した。そのとき、X県警察本部から、甲方の賃貸借契約は同日に終了し、それ以降の甲の住居は不明であるとの連絡があった。これらの事情を踏まえて、Qは、甲に理由を告知して、V1を被害者とする準強姦未遂の被疑事実で甲を緊急逮捕した【緊急逮捕】。その後、Qは、直ちに甲に対する準強姦未遂の被疑事実で逮捕状を請求するとともに、同被疑事実での逮捕状の発付があった旨を裁判所に通知した。また、Qは、その後、甲に対するV2を被害者とする強姦と殺人の被疑事実で逮捕状を得た上で、甲を通常逮捕した。
- 6 同月4日午後6時、甲は、X地方検察庁検察官に送致され、同日午後10時、甲は、勾留された。その後、勾留延長を経て、同月23日、甲は、V1を被害者とする準強姦未遂罪及びV2を被害者とする強姦罪と殺人罪により、X地方裁判所に起訴された。
- 7 V1を被害者とする準強姦未遂事件の公判の際、冒頭手続において、甲は、「私は、V1に睡眠導入薬Aを飲ませ、V1を眠らせて強姦しようとしたことはありません。なぜV1が睡眠導入薬Aを飲んでいたのかは分かりません。」と陳述し、準強姦未遂の実行行為に及んだことを否認した。公判廷において、V1に対して証人尋問が行われる予定であったが、睡眠導入薬Aの効果によって、V1は、甲方にいた当時の記憶をなくしており、当時の状況について全く供述することができない状況であった。そこで、検察官は、立証趣旨を「被害状況」として、W1の証人尋問を請求し、W1の証人尋問が行われた【資料1】。これに対して、W1の証人尋問終了前に、甲の弁護人から、「W1の供述に含まれるV1の供述部分は、伝聞供述に当たるため、不同意とする。」と異議が申し立てられた。なお、V1は、これまで犯罪とは無縁の社会人として活動しており、睡眠薬を飲まされるなどのことは極めて衝撃的かつ恥辱に値する事態であり、興奮状態の下で、うそや誇張を言うことを考える間もなく、衝動的にW1に当時の状況を述べたことが、W1に対する証人尋問の前に認められている。
- 8 V2を被害者とする強姦及び殺人事件の公判において、冒頭手続で、甲は、殺人については、犯行を認めた。しかし、強姦については、「V2とは英会話教室で知り合いました。英会話教室で教わるうちにV2と仲良くなり、V2の自宅に行くこともありました。V2のことが好きで、真剣にお付き合いをしておりました。V2から別れ話を持ち出され、カッとなってV2を殺しましたが、それまでV2とは非常に仲良くしており、事件直前のV2との性行為についても、合意がありました。」と陳述した。そこで、検察官は、立証趣旨を「姦淫につき合意がなかったこと」として、W2の証人尋問を請求し、W2の証人尋問が行われた【資料2】。これに対して、

W 2 の証人尋問終了前に、甲の弁護士から、「W 2 の供述に含まれる V 2 の供述部分は、伝聞供述に当たるため、不同意とする。」と異議が申し立てられた。

〔設問 1〕 【搜索①】及び【搜索②】の適法性について、具体的事実を摘示しつつ論じなさい。

〔設問 2〕 【事例】中の 5 に記載されている【緊急逮捕】の適法性について、具体的事実を摘示しつつ論じなさい。

〔設問 3〕 1. W 1 の公判廷における供述（【資料 1】）に含まれる V 1 の供述部分の証拠能力について、想定される具体的な要証事実を検討して論じなさい。

2. W 2 の公判廷における供述（【資料 2】）に含まれる V 2 の供述部分の証拠能力について、想定される具体的な要証事実を検討して論じなさい。

【資料1】

W1の証人尋問の様子

主尋問

(略)

検察官 証人は、V1とはどのような関係ですか。

W1 はい。私は、V1の会社の上司です。

検察官 あなたは、どういう経緯で、平成27年2月1日午後10時頃、V1の家に行ったのか、教えてください。

W1 はい。その日は、V1から午後8時頃に仕事の連絡を受けるはずでしたが、約束の時間になっても連絡がありませんでした。そのため、午後9時頃にこちらから電話したところ、長いことコールが鳴った後、ようやくV1につながりました。普段真面目で、言葉遣いが丁寧なV1が、このときは、「もしもし」を「もひもひ」と言っていて、酒にひどく酔った言い方をしていました。その後、何回か電話が切れたり、かけ直したりしましたが、V1から「無理やり紅茶を飲まされた。紅茶の中に睡眠薬が入っていたと思う。」と言われました。そのため、心配になったので、V1の家に行きました。

検察官 あなたがV1の家に行ったとき、V1は、何と言っていましたか。

W1 V1は、「甲という男から紅茶を出され、飲んでから15分くらい経過した後、意識がもうろうとしてきた。紅茶の味も不自然で、飲み干した後、カップの底に粉のようなものが付いていた。意識がもうろうとしてきたときに、ズボンと下着を脱ぎ捨てた甲に抱きつかれ、体のいろいろなところを触られた。怖くなって必死に逃げてきた。」と言っていました。私自身、今までこのような事態に出会ったことがなく、衝撃を受けました。このときの状況は、今でも鮮明に覚えています。

(略)

【資料2】

W2の証人尋問の様子

主尋問

(略)

検察官 証人は、V2とは、どのような関係ですか。

W2 はい。V2が殺されてしまうまで、V2と一緒に住んでいました。

検察官 V2と甲とがどのような関係にあったか、教えてください。

W2 はい。甲は、V2の勤める英会話教室の生徒でした。

検察官 V2は、甲と面識があったということですか。

W2 はい。甲は、私とV2の家に来たことがあります。

検察官 甲は、そのとき、何をしましたか。

W2 甲は、V2の似顔絵を描いて、V2に渡していました。

検察官 甲について、V2は、何か話していましたか。

W2 はい。甲が帰った後、V2は、「甲は、気味が悪い。変わった人だ。何度も断ったのに家に押しかけてきたので、困っている。今後、関わりを持たないようにしたい。」と言っていました。

(略)

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）

<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F

TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F

TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435

京都御池第一生命ビルディング2F

TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F

TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F

TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館8階 穴吹カレッジキャリアアップスクール内

TEL086-236-0335